

JCBA

No.183 Mar. 2024

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 「ダイバーシティ推進部会」の開催
- 3 青山学院大学において特別講義
- 4 特別掲載「事後調査と関税評価」
- 17 通関業会だより
- 25 各通関業会業務報告

「ダイバーシティ推進部会」の開催

(一社)日本通関業連合会は、2月8日(木)に「ダイバーシティ推進部会」を開催しました。

貿易経済のグローバル化とともに急速に進行する少子高齢化社会の到来や働き方が変化する中で、将来にわたり通関業が成長、発展していくためには、女性をはじめとする多様な人材を経営資源として有効活用し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める「ダイバーシティ経営」が求められています。

このため、当連合会では、令和3年度に「ダイバーシティ推進部会」を設置し、令和5年2月のダイバーシティ推進部会において、今後の活動方針である「ダイバーシティ推進部会のアクションプラン」を策定し、具体的な活動を開始したところです。

令和6年度のアクションプランに当たっては、本年1月にダイバーシティ推進部会の下に設置された

ダイバーシティ推進部会ワーキングチームの会合を開催して、ダイバーシティへの取組みに関する活動について意見交換を行いました。

そして今回の会議では、岡藤会長、渡辺部会長をはじめ、各地区通関業会のダイバーシティ推進部会委員、専務理事など29名の参加を得て、アクションプランに対する活発な意見交換が行われ、通関業界のダイバーシティ推進に向けた支援活動を実施していくことが決定されました。

また、同会議では、財務省関税局経済連携室の香川里子室長をお招きして、「財務省税関・女性職員のキャリアの話」と題した講演をいただきました。

香川様からは、財務省に入省してからの仕事や育児、また海外勤務で体験したことや感じたことをお話ししていただき、大変貴重で心に響く講演でありました。



財務省関税局経済連携室 香川室長

～青山学院大学において特別講義を実施～ 2023年12月21日（木）

青山学院大学大学院経営学研究科では、世界各国の税関などで指導的な役割を果たすことが期待されている将来のリーダーのために、世界税関機構（WCO）のスポンサーシップのもとで戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP：The Strategic Management and Intellectual Property Rights Program）（修士課程コース）を提供しています。

今般、一般社団法人日本通関業連合会では、財務省関税局（税関研修所）を通じ青山学院大学から要請があったことから、北村総務部長を派遣し、「我が国における通関業界の現状について」という演題で特別講義を実施しました。

2023年度は、バングラデシュ、ブラジル、イラン、カザフスタン、モルディブ、スリランカ、タイの留学生（各国税関職員）を対象として、日本の通関業

界の現状及び様々な取組み等を紹介するとともに、貿易円滑化を巡る民間セクターの重要性及び税関等との協力関係の構築の意義などにポイントを置いて説明を行いました。留学生の関心も高く、「通関士の資質向上のためにはどうしたら良いか」、「通関業者を対象とした研修をどのように実施しているか」など、講義の多くの時間を質疑応答に割くことになりました。



通関士専門研修 関税評価・事後調査コース

特別掲載（第33回）事後調査と関税評価

（一社）日本通関業連合会 講師 河月義朗

I はじめに

通関業務に携わる通関士や輸入者の皆様に税関の事後調査をより理解して頂くために「事後調査と関税評価」の連載を開始して既に第33回目となりました。毎年11月に税関ホームページに公表される「事後調査事績」から1年間の調査トピックスや高額非違事案を確認し、今後の事後調査の方向性や関税評価上の留意点等について考察します。

II 令和4事務年度の事後調査事績について

公表された令和4事務年度の事後調査事績等は以下のとおりです。

1. 令和4事務年度の事後調査トピックス

(1) 納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、自動車等、電気機器、機械類、履物類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。また、申告漏れ等が発生した要因では、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」が約8割を占めています。

《納付税額の不足が多かった上位5品目》

① 光学機器等	24.2 %
② 自動車等	15.5 %
③ 電気機器	10.5 %
④ 機械類	10.2 %
⑤ 履物類	4.3 %
⑥ その他	35.3 %

(2) 申告漏れ等が発生した要因

① インボイスは正しいが 申告に誤りがあるもの	82.3 %
② インボイスに誤りがあるもの	17.5 %
③ その他	0.2 %

(3) 令和4事務年度の事後調査事績

令和4事務年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の事後調査の立入者数は、3,312者となり、前年度の立入者数1,484者を大きく超えました（前事務年度比223.2%）。令和元（2019）年5月1日から元号が令和となりましたが、昭和・平成・令和という三つの時代で税関の事後調査はどのように変遷していったのでしょうか。令和4事務年度の調査事績と過去の調査事績と比較しながら考えます。

① 令和4事務年度事後調査事績

事務年度 項目		令和4年事務年度		令和3年事務年度
			前年度対比	
実地調査輸入者数①		3,312 者	223.2 %	1,484 者
非違判明輸入者数②		2,437 者	218.0 %	1,118 者
非違の割合（②／①）		73.6 %		75.3 %
申告漏れ課税価格		884 億 9,259 万円	149.7 %	591 億 920 万円
追徴 税額	関 税	8 億 872 万円	112.0 %	7 億 2,200 万円
	内国消費税	85 億 3,461 万円	154.0 %	55 億 4,024 万円
	納付不足税額	93 億 4,333 万円	149.2 %	62 億 6,224 万円
	加算税	4 億 7,400 万円	245.1 %	1 億 9,336 万円
	重加算税	1,323 万円	114.4 %	1,156 万円
	総 計	98 億 1,733 万円	152.1 %	64 億 5,560 万円

② 令和4事務年度と過去10年間の調査事績の比較

イ 立入者数及び非違判明者数の推移（単位：者）

25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
3,614	3,545	4,302	4,325	4,266	4,079	3,361	715	1,484	3,312
2,427	2,363	2,977	3,307	3,365	3,231	2,723	600	1,118	2,437
67.2	66.7	69.2	76.5	78.9	79.2	81.0	83.9	75.3	73.6

（上：立入者数、中：非違判明者数、下：非違率）

立入者数及び非違判明者数の過去最高は、

- ・立入者数：6,204者（平成21事務年度）
- ・非違判明者数：4,356者（平成21事務年度）

です。また、非違率は、

- ・非違率：83.9%（令和2事務年度）

でした。

2020年（令和2年）1月に国内でコロナの感染者が初めて確認されてから、昨年5月に「5類感染症」に移行するまでの間、税関の事後調査の立入は大きく制限されました。その結果、令和元年から令和3事務年度の立入者数及び非違判明者数は大きく減少しましたが、令和4事務年度（3,312者）は徐々に回復し、過去平均の「4,000者～5,000者／年」に近い数となりました。私が、在職していた昭和・平成の前半はすべての事績において、前年超えが目標値であり、立入者数等は平成24事務年度の減少まで毎年増加して、平成20事務年度の立入者数は6千者を超え、非違判明者数も4千者を超えました。この頃は、立入の増加に伴って、事後処理に職員の手が回らず、残業や休日返上で事務処理を行っていたこともありました。

事後調査の効率化を示す非違率（非違判明者数÷立入者数）は、平成21事務年度に70%を超え（平成24事務年度から平成27事務年度は60%台）、令和元年と令和2事務年度は80%台となりました。昭和から平成の初期では輸入進行管理カードや情報連絡箋といった限られた情報管理の下で非違率も50%前後で推移していましたが、NACCSと通関情報総合判定システム（CIS）の導入とIT化の進展に伴って、非違率は年々向上しました。

ロ 平成15事務年度以降の立入者数及び非違判明者数（単位：者）

15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
5,088	5,223	5,401	5,548	5,865	6,080	6,204	6,031	6,098	4,960
3,092	3,337	3,640	3,836	4,099	4,188	4,356	4,226	4,290	3,402
60.8	63.9	67.4	69.1	69.9	68.9	70.2	70.1	70.4	68.6

（上：立入者数、中：非違判明者数、下：非違率）

ハ 不足申告額の推移（単位：億円）

25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
888	1,082	1,521	1,405	1,483	1,549	1,231	630	591	884
902	1,110	1,538	1,455	—	—	—	—	—	—

（下段：差額関税制度に係る過大（高価）申告分を除く額）

平成24事務年度から平成28事務年度の5年間は、差額関税制度に係る豚肉の高価申告事案に対する調査が強化され、平成24事務年度以降、不足申告額は過

大(高価)申告分を除く額が公表されていましたが、平成 29 事務年度以降の事績では公表されていません。

不足申告額は、昭和の事後調査開始から毎年増加を続けており、平成 16 事務年度に初めて 1 千億円 (1,161 億円) の大台を突破し、その後も増加を続けて平成 23 事務年度に 2 千億円 (2,468 億円) を超えました。しかし、平成 24 事務年度以降は、豚肉の事後調査等事実の解明に困難性が伴う事案の調査に舵を切ったことやコロナ禍による立入者数の制限もあって減少に転じました。実際に、下表のとおり平成 15 事務年度から平成 24 事務年度の 10 年間の不足申告額の平均額は約 1,691 億円ですが、平成 25 事務年度から令和 4 事務年度の 10 年間の不足申告額の平均額は約 1,126 億円と減少しています。

- ・不足申告額の過去最高額：2,468 億円 (平成 23 年事務度)

《平成 15 事務年度以降の不足申告額 (単位：億円)》

15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
962	1,161	1,615	1,553	1,616	1,983	1,980	1,933	2,468	1,639

ニ 関税、消費税等の追徴額の推移 (単位：億円)

25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年
35.7	49.1	42.1	92.9	20.3	12.2	12.4	9.6	7.2	8.8
48.4	68.9	103.8	112.8	121.2	124.6	99.5	53.8	55.4	85.3
84.2	118.0	145.9	205.7	141.5	136.9	112.4	63.4	62.6	93.4

(上：関税追徴額、中：消費税追徴額、下：合計追徴額)

追徴額の過去最高額は、

- ・関税：205.9 億円 (平成 24 事務年度)
- ・消費税：129.4 億円 (平成 23 事務年度)
- ・合計追徴額：298.9 億円 (平成 24 事務年度)

でした。特に、平成 24 事務年度は、肉類 (豚肉) の追徴が 135 億円を超え、同年度の追徴額 (298 億 9,468 万円) の約半分 (45.45%) を占めています。

通常、輸入貨物の関税負担を意図的に軽減するには輸入貨物の価格を低くする、アンダーバリュー (低価申告) という手法を用いますが、豚肉のように差額関税の対象となるものは、高価格帯の従価税率が適用されるものについてはアンダーバリューをし、差額関税の対象となる低価格帯の部位については、分岐点価格帯付近にまで高価に価格を操作 (高価申告) することによって関税負担を最小にするというものです。

豚肉の輸入申告では、一般的に高価格帯部位と低価格帯部位を組み合わせてその平均価格を分岐点価格付近にする、いわゆるコンビネーション価格による申告が行われています。このコンビネーション価格による申告については、WCO 技術委員会採択文書解説 8.1 に「パッケージ取引の取扱い」として「…異なった貨物について単一の総価格に仕切られているという事実は、取引価格を確定する上での障害となるものではない。…第 1 条の要件を充足するパッケージ取引の一部として取り決められた総価格は、税表分類目的のためのみによって、第 1 条の適用を拒否されるべきではない。」として容認しています。しかし、例えば、「売手に対し支払う取引価格の総額を変えず、輸入者の負担する関税の総額を少なくする目的で価格の設定又は調整（あるものは高くし、あるものは低くする）ことは、不当に関税の負担を軽減するために行われたものであり、この種の価格操作は、税関取締当局の扱う問題である」としています。

《平成 15 事務年度以降の関税・消費税・合計追徴額（単位：億円）》

15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
23.1	43.8	21.6	27.0	25.1	21.1	36.4	32.3	26.3	205.9
52.8	64.5	85.8	83.9	87.3	108.5	108.7	103.4	129.4	92.9
75.9	108.3	107.4	110.9	112.4	129.6	145.1	135.7	155.7	298.9

（上：関税追徴額、中：消費税追徴額、下：合計追徴額）

上記表で特筆すべきは、平成 24 事務年度の関税の追徴額です。それまで約 20 億円から 30 億円程の追徴額で推移していましたが、前年の約 8 倍に増加しました。平成 24 事務年度の主な申告漏れ事例では「輸入者 A は、外国から冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度における輸入品の価格が高いものとして低率な 4.3% の従価税率を適用して申告していました。しかしながら、実際の取引価格は輸入申告した価格より低い価格であるため、適用税率は、従価税率ではなく基準輸入価格との差額となるべきものでした。その結果、申告が過大であった課税価格は 101 億 1,140 万円、追徴税額は 135 億 8,536 万円（納付不足税額 100 億 6,491 万円、重加算税額 35 億 2,045 万円）でした。」と公表されています。従来、このように社会的に影響が大きく高額な追徴となる豚肉の調査では、事案は事後調査の手を離れて検察部門による犯則調査とされてきましたが、関税法違反としての告発には犯意や証拠等の立証が不可欠であり、事実の解明には困難性と長期化が必須となります。このため、平成 23 年 3 月 31 日（財関第 411 号）に関税率法基本通達 4-1 の 2(3) に「課税価格への疑義が解明されない貨物」とし

て、「例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないものや、補足説明及び追加書類の提出がされなかった貨物で法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」等を確認できないものが、これに該当する。なお、課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして法第4条第1項の規定により課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとする。」との規定が新たに追加されました。

この規定は、WTO 関税評価決定事項「決定 6.1（申告価額の真実性又は正確性に税関当局が疑義を持った場合）」の内容をほぼそのまま通達化したものであり（本来、通達は上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務の行使を指揮命令するためであり、国民や企業等に対して法的な拘束力を持つものではないものの、実情は、「法令」と「通達」とを特段に区別していない状況も多くみられ、通達が法令として国民を拘束するルールの一つとして扱われている状況にもあります。）、この通達の制定以降、つまり平成 24 事務年度の事後調査以降豚肉の調査が強化されたこととも大いに関係していると思えます。

この差額関税制度は、豚肉の主な仕出国である欧米との EPA の締結後も維持されているため、豚肉の本邦への輸入は実質的な関税負担の面から引き続きコンビネーション輸入が継続されていますが、EPA 合意では豚肉の関税が発効後 10 年目に従量税 50 円/kg、従価税無税に削減されることもあって、最近では徐々に事後調査の対象から遠のいている状況です。

ホ 加算税額の推移（単位：億円）

25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年
5.9	7.4	10.6	22.1	6.0	6.5	4.6	3.4	1.9	4.7
1.4	0.1	6.9	17.6	0.7	0.4	0.5	1.2	0.1	0.1

（上段：加算税額、下段：重加算税額）

最近の加算税の賦課状況の過去 10 年間の事績は表のとおりですが、公表が開始された平成 21 事務年度から平成 24 事務年度は次のようになっています。

21 年	22 年	23 年	24 年
10.6	8.2	6.4	51.6
0.2	1.2	0.4	46.1

加算税額賦課の過去最高額は、

- ・ 過少申告加算税：51.0 億円（平成 24 事務年度）
- ・ 重加算税額：46.1 億円（平成 24 事務年度）

です。

これは、差額関税制度を対象とした第 0203 項の豚肉の調査が強化されたことによりその追徴額が高額となったことに影響しています。最近の加算税額は 2 億円から 4 億円前後で推移していますが、仕入書価格を故意に改ざんする等の手法による隠蔽又は仮装行為が事後調査で毎年確認されており、重加算税の賦課は税関の事後調査の一つの重要ポイントとなっています。

へ 令和 4 事務年度の納付不足税額が多い上位 5 品目

年度	令和 4 年事務年度		
順位	類	品目	不足税額
1 位	9 0 類	光 学 機 器 等	22 億 5, 775 万円
2 位	8 7 類	自 動 車 等	14 億 4, 649 万円
3 位	8 5 類	電 気 機 器	9 億 8, 474 万円
4 位	8 4 類	機 械 類	9 億 5, 543 万円
5 位	6 4 類	履 物	4 億 573 万円

令和 4 事務年度で納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、自動車等、電気機器、機械類、履物類の順であり、これら 5 品目で、納付不足税額の総額の約 6 割を占めています。これらの品目は、価格調整金・開発費・無償提供物品・ロイヤルティ等の申告漏れや品目分類誤りによるものであり、下表の過去 10 年間の上位品目からも同様の傾向がみられます。

《過去 10 年間の納付不足税額が多い上位 5 品目》

年 度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
25 年度	肉 類	電気機器	履 物 類	機 械 類	織物衣類
26 年度	肉 類	電気機器	機 械 類	医療用品	履 物 類
27 年度	電気機器	光学機器等	肉 類	機 械 類	織物衣類
28 年度	肉 類	電気機器	履 物 類	光学機器等	機 械 類
29 年度	電気機器	光学機器等	自動車等	医療用品	機 械 類
30 年度	電気機器	光学機器等	自動車等	機 械 類	有機化学品
元年度	電気機器	光学機器等	機械類	たばこ	プラスチック
2 年度	光学機器等	電気機器	機械類	糖 類	織物衣類

3年度	電気機器	光学機器等	医療用品	自動車等	機械類
4年度	光学機器等	自動車等	電気機器	機械類	履物類

③ 令和4事務年度における高額非違事例

事例1：輸入者が自らインボイスを改ざん（重加算税が賦課された事例）

輸入者Aは、中国の輸出者から電熱グローブ等を輸入していました。Aは、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は8,721万円、追徴税額は1,846万円（うち重加算税256万円）でした。

事例2：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成（重加算税が賦課された事例）

輸入者Bは、ニュージーランドの輸出者からサプリメントを輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は1,705万円、追徴税額は561万円（うち重加算税142万円）でした。

事例3：輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Cは、アメリカの輸出者から磁気ディスク等の記憶装置を輸入していました。Cは輸出者に対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸出者から購入した輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を支払っていませんでした。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは修正申告を行っていませんでした。

その結果、不足していた課税価格は13億6,870万円、追徴税額は1億3,148万円でした。

事例4：輸入者が無償提供した部品等の申告漏れ

輸入者Dは、中国の輸出者から光学フィルターを輸入していました。Dは、光学フィルターに組み込まれる部分品等を輸出者に無償で提供していま

した。本来、これらの無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは一部を課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は51億820万円、追徴税額は5億7,300万円でした。

③ 事例からみる関税評価上の留意点

イ 重加算税が賦課された事例について（事例1及び事例2）

事例1は、輸入者が価格を低価に書き換えたインボイスを作成し、事例2は、輸出者に虚偽（低価）のインボイスを作成させ、ともに輸入貨物の課税価格の基礎となる事実について隠蔽又は仮装行為を行って申告をしたもので、その結果、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の35%に相当する金額の重加算税が課されたものです。これは、税関に提出する通関用のインボイスの価格を故意に低価にし、輸入者の税負担の軽減を図る一種の脱税行為であり、このような行為に対する重加算税の賦課は当然であり、大半の輸入者には無縁のものと考えられますが、輸入者の積極的な関与はないとしても、輸出者が作成した低価インボイスについて何ら是正せずに関係書類を通関業者に送付するというケースは多く存在します。例えば、「無償の貨物」では、過去に輸入した貨物のクレーム求償のための代替品の送付や無償のサンプルやサービス品等の輸入で、輸出国の通関時間の短縮を図る等の目的で、輸入者が特に指示していないにも関わらず、輸出者がインボイス価格を低価にして作成していた場合等です。

また、無償の貨物として輸出者が恣意的な低価のインボイスを作成し、実際は後日有償貨物として正規の価格でデビットノートが発行されて輸入者が当該支払いを行っていた場合等、輸入者には積極的な隠蔽又は仮装といった行為はありませんが、そのような事実（低価のインボイスによる申告）を知り得た後においても継続して低価インボイスによる輸入申告を繰り返すことや何ら修正申告を行っていないことは、輸入者にも「隠蔽又は仮装行為」があったと推認され、結果的に重加算税の対象になり得るということにも留意しなければなりません。

通関士には、インボイス価格が低価となっている事実を通関時に知り得ることは難しい状況にあるかも知れませんが、令和4事務年度の事後調査において、申告漏れ等が発生した要因のうちインボイスに誤りがあるものの割合が17.5%もあることを十分に認識し、特に、「無償の貨物」や「サンプル等の少額貨物」といった貨物の申告では、インボイス価格に着目した審査を慎重に行

えば、価格に関しての疑問や不自然さに気付く可能性もあるのではないかと考えられます。このような申告では、輸入者は違法性や不適正申告の認識がなく、社内での法令順守体制も十分ではない場合が多いため、通関業者としては輸入者に対する税関の定期的な事後調査の結果について可能な限りその内容を把握し、より適正な顧客管理の充実と効果的なアドバイスを心がけていく必要があります。

ロ インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れについて(事例3)

事例3は、アメリカから磁気ディスクの記憶装置を輸入した後に輸入貨物の価格改定があり、その結果、13億6,870万円もの追加の支払いを行ったものです。商品価格の見直し等取引価格の調整は欧米から輸入する医薬品、精密機器、電気機器、機械類等に多くみられますが、反復継続して行われている輸入取引に係る価格調整は、過去の輸入貨物にも遡及する場合が多く、追徴税額が高額なものになることに留意しなければなりません。

輸入貨物の課税価格の決定において、「現実支払価格」は最も重要な要素となりますが、関税定率法基本通達4—2(現実支払価格の意義及び取扱い)の一部を参考までに抜粋します。

- (i) 現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。
- (ii) 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等が当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われる場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。
- (iii) 輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合の現実支払価格は、調整を行った後の輸入貨物に係る価格である。

ハ 無償提供物品等の申告漏れについて(事例4)

事例4は、関税定率法第4条第1項第3号イに掲げる「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの(無償提供物品等)」の費用が申告漏れとなっていたものです。これは、税関の事後調査が開始された昭和40年代から現在まで、昭和・平成・令和の三つの時代の事後調査におい

て、常に一番多く確認されている非違であり、輸入者も通関士も無償提供物品等の申告漏れについて最大の注意を払っているものの一向に減少の傾向はありません。

事例4の不足申告額は51億820万円、追徴税額は5億7,300万円と高額なものであり、また、令和4事務年度の事後調査における申告漏れの発生要因で「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」が「82.3%」もあることを認識し、改めて輸入者と通関業者との連携による申告漏れ防止策について考えなければなりません。

III まとめ

令和4事務年度の事後調査事績とほぼ同時に公表された「令和4事務年度の関税等脱税事件に係る調査の結果」として次の告発事例が公表されています。

《関税法等違反事件の告発について（令和5年3月17日発表）》

神戸税関福山税関支署は、アメリカ合衆国来自動二輪車等に係る関税法、消費税法及び地方税法違反事件について犯則調査を実施し、令和5年3月17日、広島地方検察庁福山支部に告発しました。

犯則嫌疑者は、共謀のうえ、アメリカ合衆国来自動二輪車を輸入するにあたり、

- (1) 自動車通関証明書^{*}を不正に取得することを企て、令和3年9月7日、神戸税関ポートアイランド出張所長に対し、本来申告すべき数量よりも過大にした数量とする虚偽の輸入申告をし、その許可を受けたものです。

^{*} 輸入した自動車についてナンバープレートを取得し、公道で使用するためには、運輸支局等に自動車登録することが必要であり、自動車登録に当たっての必要書類の一つとして自動車通関証明書（税関様式C第8050号）が必要となり、税関での輸入申告の際に併せて証明書の申請を行うこととなっています。

- (2) 消費税及び地方消費税を不正に免れることを企て、令和3年3月12日から令和4年8月15日の間、13回に亘り、神戸税関ポートアイランド出張所長等に対し、本来申告すべき価格よりも低い価格とする虚偽の輸入申告をし、その許可を受け、消費税9,092,300円及び地方消費税2,564,400円を免れたものです。

我が国では、「関税法」、「関税定率法」、「関税暫定措置法」の三法に、課税要件、納税義務者、税率等の関税に関する重要事項が規定されていますが、関税

に関する調査権限や罰則及び重加算税等に関する規定は関税法にあります。また、課税価格の決定方法等の関税評価に関する規定は、関税定率法にあり、輸入貨物の課税価格の決定方法については、関税定率法第4条から第4条の9に規定されています。

これらの規定の優先適用は規定順に行われ、まず最初に第4条第1項に規定する「原則的な課税価格の決定方法」が検討されます。この規定は、輸入貨物につき輸入取引（輸入国への輸出のための販売）がされたときによる買手による売手のための支払の総額（現実支払価格）にその含まれていない限度における運賃等の加算要素の額を加えた額であり、通常この「現実支払価格」は取引（売買）価格であり仕入書価格となります。しかし、仮に輸入申告の際に税関に提出された仕入書等の価格が産業における通常の基準や相場価格と大きく乖離するといった場合には、税関はそのような仕入書価格に疑義を抱き、輸入者等により提出された仕入書が真実なものか又は正確なものかについて何らかの補足説明や売買契約書等の追加書類の提出を要求することとなります。

その結果、税関の疑義が解明されないものや、補足説明及び追加書類の提出がなかった場合には「現実支払価格等が確認できない。」として、第4条第1項の規定を適用せず、第4条の2から第4条の4の規定により輸入貨物の課税価格を計算することとなる場合もあります（関税定率法基本通達4-1の2（3））。

関税評価協定第17条は、「この協定のいかなる規定も、関税評価のために行われた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて検討する関税当局の権利を制限し、又はこの権利について疑義を差し挟むものと解してはならない。」と規定し、また、技術委員会による採択文書勧告的意見10.1では、「輸入貨物は、協定の下で、実際の事実に基づいて評価され、事実につき虚偽の情報を含んだいかなる文書も、協定の趣旨に反する。」として、税関が関税評価に関する不正文書の使用を認めないこと、また、課税価格決定の後に文書の不正が判明した場合の無効性について各加盟国の国内法で規定すべきことを採択しています。

さらに、附属書Ⅲパラ6においても、「関税当局が協定の規定を適用するに当たり、関税評価のために行なわれた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて検討することの必要性が第17条の規定により認められていること。また、輸入貨物の課税価格の決定に関連して、申告された又は文書により提出された貨物の価額の構成要素が十分かつ正確なものであるかないかについての関税当局による確

認を目的とする検討が同条の規定により認められていること。加盟国は、当該検討を行なうに当たり、自国の法令及び手続に従い、輸入者に十分な協力を求める権利を有すること。」を規定しています。

税関の事後調査は、輸入貨物の許可後に税関職員が輸入者の事業所等を訪問し、輸入（納税）申告の内容が法律の規定に従っているかどうかの適正性について、関係帳簿書類を調査し、不適切な納税申告については是正と適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的に実施していますが、最近の事後調査事績のトピックスでは、重加算税が賦課された非違事例として輸出者や輸入者が作成した虚偽（通常は低価）インボイスを使用した輸入申告が多く掲げられています。この重加算税は、「過少申告加算税」が課される場合で、輸入者が課税価格等の基礎となる事実について隠ぺい又は偽装行為を行い、それに基づいて申告をしていたときは過少申告加算税に代え、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の35%に相当する金額の重加算税を課すこととしており（無申告加算税が課される場合では40%）、この「事実を隠ぺい又は偽装に該当する場合」とは、公表事例のように「仕入書など輸入貨物の課税価格を明らかにする書類の破棄又は改ざんがなされた場合」等であり、前述の告発事案も同様であり、その手段方法等が悪質で可罰性が高いと認められ、一罰百戒の意味からも告発事件となったものと考えられます。

今後の事後調査では、立入者数等の数値にこだわらず、重加算税賦課事案等の調査困難事案を中心にコロナ禍で行われた電子情報の取得による機械化調査が主流となって、より社会的に影響の大きい高額非違事案の解明に着目した事後調査が展開されていくものと思料されます。

以上

「鉄印」をご存知？

神戸通関業会

はじめに

「通関業会だより」の寄稿にあたり、何を書こうかと過去の記事をみたところ、「御朱印」の記事が目につきました。何年か前、BSのテレビ番組で「鉄印」を知りましたので、今回は、当業会の管内にある三セク鉄道の「鉄印」とその鉄道の沿線ガイドを

ご紹介したいと思います。

「鉄印」は、2020年から第三セクター鉄道等協議会に加盟する40社の鉄道会社に取り組んでいるものであり、「鉄印帳」（2,200円）を購入し列車に乗って駅で「鉄印」（300円）を記帳する（受け取る）、御朱印の鉄道版といったところ です。

【鉄道会社40社】

- 道南いさりび鉄道（北海道）
- 秋田内陸縦貫鉄道（秋田）
- 阿武隈急行（福島）
- わたらせ渓谷鐵道（栃木）
- いすみ鉄道（千葉）
- えちごトキめき鉄道（新潟）
- のと鉄道（石川）
- 樽見鉄道（岐阜）
- 伊勢鉄道（三重）
- 北条鉄道（兵庫）
- 井原鉄道（岡山／広島）
- 土佐くろしお鉄道（高知）
- 松浦鉄道（佐賀／長崎）
- 肥薩おれんじ鉄道（熊本／鹿児島）
- 三陸鉄道（岩手）
- 由利高原鉄道（秋田）
- 会津鉄道（福島）
- 真岡鐵道（栃木）
- 北越急行（新潟）
- あいの風とやま鉄道（富山）
- 明知鉄道（岐阜）
- 天竜浜名湖鉄道（静岡）
- 信楽高原鉄道（滋賀）
- 若桜鉄道（鳥取）
- 錦川鉄道（山口）
- 平成筑豊鉄道（福岡）
- 南阿蘇鉄道（熊本）
- IGRいわて銀河鉄道（岩手）
- 山形鉄道（山形）
- 野岩鉄道（栃木）
- 鹿島臨海鉄道（茨城）
- しなの鉄道（長野）
- IRいしかわ鉄道（石川）
- 長良川鉄道（岐阜）
- 愛知環状鉄道（愛知）
- 京都丹後鉄道（京都）
- 智頭鉄道（兵庫／岡山／鳥取）
- 阿佐海岸鉄道（徳島／高知）
- 甘木鉄道（福岡）
- くま川鉄道（熊本）



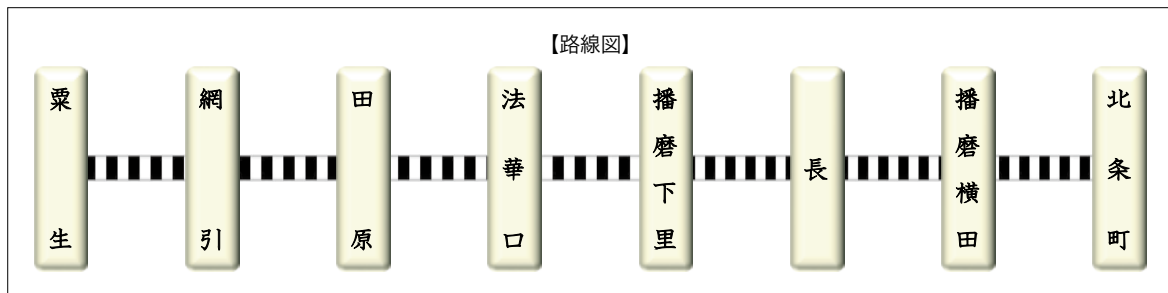
1. 北条鉄道（ほうじょう てつどう）【兵庫県】



【鉄印】

北条鉄道は当初、播州鉄道株式会社が、大正4年3月に粟生駅（兵庫県小野市）～北条町駅（同県加西市）までの全長13.6kmで開業した後、昭和18年6月に日本国有鉄道に買収された。その後、赤字ローカル線の廃止や国鉄分割民営化など国鉄再建のため、昭和60年3月に廃止されることとなり、同年4月に設立された北条鉄道株式会社がこれを引き継いだ。

- ・開業：昭和60年（1985年）4月1日
- ・営業区間：粟生駅～北条町駅 13.6km
- ・鉄印がもらえる駅：北条町駅



【北条町駅】



【北条鉄道フラワ2000-1号】

●沿線ガイド

【五百羅漢】（北条町駅から徒歩約20分）

「北条の五百羅漢」は、北条石仏群とも呼ばれ、羅漢寺に江戸時代初期に作られたとする石仏約500体がほぼ原型のまま置かれています。面貌の異なる石仏の中に、必ず親や子に似た顔があると言われていそうです。（兵庫県指定文化財）



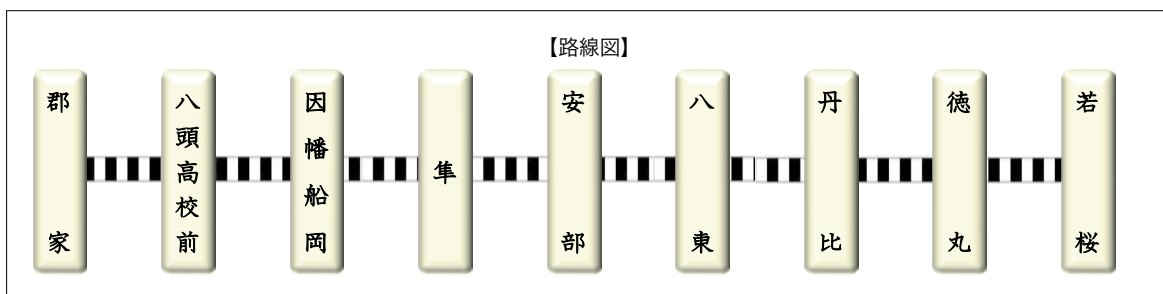
2. 若桜鉄道（わかさ てつどう）【鳥取県】



【鉄印】

若桜鉄道は当初、日本国有鉄道が昭和5年12月に「国鉄・若狭線」として郡家駅（鳥取県八頭郡八頭町）～の若桜駅（同郡若桜町）までの全長19.2kmで開業した。その後、国鉄再建のため、廃線が決定されたが、住民の存続運動などにより、昭和62年8月に設立した若桜鉄道株式会社が同年10月から引き継いだ。

- ・開業：昭和62年（1987年）10月14日
- ・営業区間：郡家駅～若桜駅 19.2km
- ・鉄印がもらえる駅：若桜駅



【若桜駅】



【若桜鉄道 やず号】



【若桜駅保存SL】

●沿線ガイド

【不動院岩屋堂】（若桜駅からバス約15分）

「不動院岩屋堂」は、三徳山三佛寺投入堂（鳥取県東伯郡三朝町）、龍岩寺奥院礼堂（大分県宇佐市）とともに日本三大投入堂のひとつとされています。本尊の不動明王は弘法大師・空海の作と伝っており、3月と7月の第4日曜日には、護摩法要が行われ、本尊が一般公開されるとのことです。（国指定重要文化財）



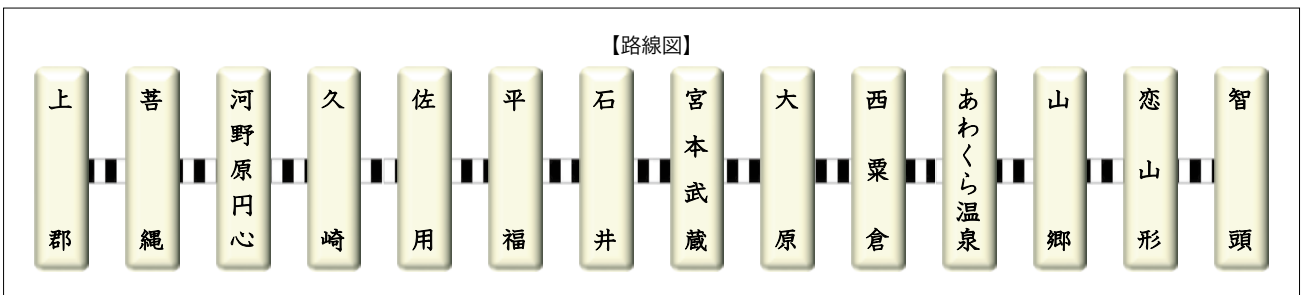
3. 智頭急行（ちず きゅうこう）【兵庫県／岡山県／鳥取県】



【鉄印】

智頭急行は当初、日本国有鉄道が昭和41年6月に上郡駅（兵庫県赤穂郡上郡町）～智頭駅（鳥取県八頭郡智頭町）に「智頭線」を開業すべく工事着手したが、国鉄再建のため、昭和54年12月に工事中止が決定された。その後、昭和61年5月、鳥取・岡山・兵庫の3県及び関係する市町村が主体となり智頭鉄道株式会社を設立し、翌年2月より工事を再開した。平成6年6月に社名を智頭急行株式会社に変更し、同年12月より上郡駅～智頭駅までの全長56.1kmで開業した。

- ・開業：平成6年（1994年）12月3日
- ・営業区間：上郡駅～智頭駅 56.1 km
- ・鉄印がもらえる駅：上郡駅、智頭駅ほか



【智頭駅】



【智頭急行】

●沿線ガイド

【恋山形駅】

「恋山形駅」は、智頭駅の一つ手前の無人駅で「恋がかなう駅」として紹介されている。ピンク一色に彩られた駅舎には「恋ロード」を通り、駅には「恋ポスト」や「恋の絵馬掛所」などが設けられている。



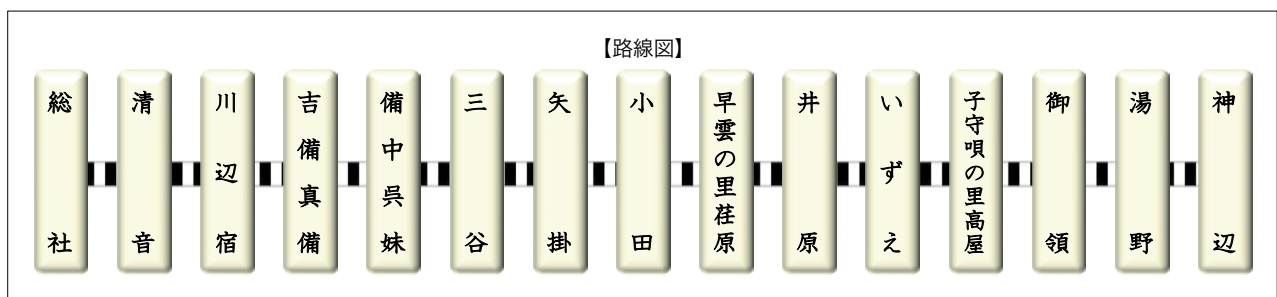
4. 井原鉄道 (いばら てつどう) 【岡山県/広島県】



【鉄印】

井原鉄道は当初、井笠鉄道株式会社が笠岡駅～井原駅、井原駅～神辺駅の間などで開業していた。昭和41年に日本国有鉄道が「国鉄・井原線」開設の工事に着手したため、翌年には井笠鉄道の井原駅～神辺駅間の路線は廃止された。その後、昭和55年に国鉄再建のため、「国鉄・井原線」の工事中止が決定され、昭和61年に岡山・広島両県や関係する市町村が主体となり井原鉄道株式会社を設立し、翌年から工事を再開した。平成11年1月に総社駅（岡山県総社市）～神辺駅（広島県福山市）までの全長41.7kmで開業した。

- ・開業：平成11年（1999年）1月11日
- ・営業区間：総社駅～神辺駅 41.7 km
- ・鉄印がもらえる駅：井原駅



【井原駅】



【井原鉄道】

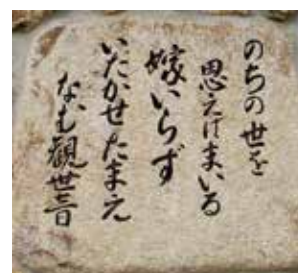


●沿線ガイド

【嫁いらず観音院】（井原駅からバス約7分）

「嫁いらず観音」は、年老いた人たちが「老いても嫁の手を煩わすことなく、健康で幸せな生涯を全うできる」という霊験があり、嫁不要（よめいらず）の観音様とされています。

「聖観音菩薩」の本体は、高さ7.7m・重さ38tで、一本の石づくりの仏像としては国内で最大級とされています。



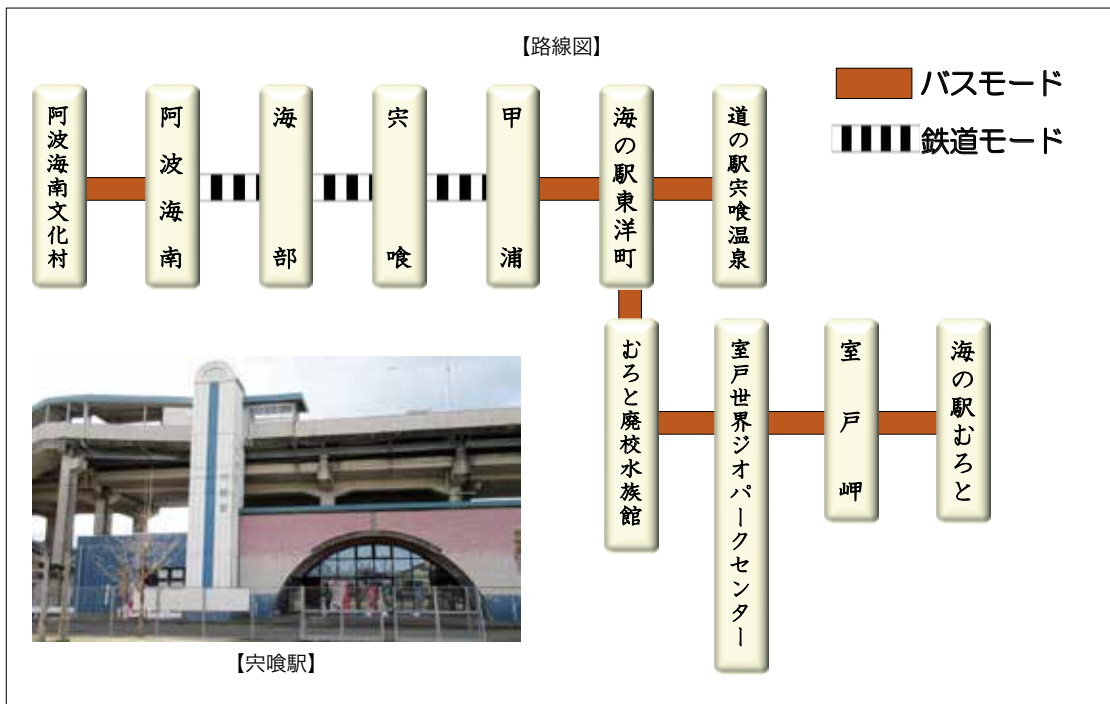
5. 阿佐海岸鉄道（あさかいがん てつどう）【徳島県／高知県】



【鉄印】

阿佐海岸鉄道は当初、昭和40年3月に日本国有鉄道が徳島県の牟岐～高知県の後免の間に「阿佐東線」開設のため工事着手され、昭和48年10月には牟岐駅～海部駅までの間が開業した。その後、国鉄再建のため、昭和55年12月に工事が凍結されたが、昭和63年9月に徳島・高知両県及び関係する市町村が主体となり阿佐海岸鉄道株式会社を設立して工事を再開し、平成4年3月より海部駅（徳島県海部郡海陽町）～甲浦駅（高知県安芸郡東洋町）までの全長8.5kmで開業した。

- ・開業：平成4年（1992年）3月26日
- ・営業区間：海部駅～甲浦駅 8.5 km
- ・鉄印がもらえる駅：穴喰駅



●沿線ガイド

【DMV（Dual Mode Vehicle：デュアル・モード・ビークル）】

「DMV」は、鉄路と道路の両方を走ることのできる乗り物。DMVは、約80年前から英国やドイツで開発されていたが実用化されることなく、平成24年2月から阿佐海岸鉄道で実証実験運航が開始され、令和3年12月から世界で初めて本格営業運行を開始している。



6. 土佐くろしお鉄道（とさくろしおてつどう）【高知県】



【鉄印】

土佐くろしお鉄道は当初、昭和38年12月に日本国有鉄道が「中村線」として窪川駅～土佐佐賀駅の間で開業。昭和40年3月に「ごめん・なはり線」開設のため、昭和49年2月には「宿毛線」開設のための工事が着手されたが、国鉄再建のため、昭和56年に工事が中断された。昭和61年5月、高知県及び関係市町村が主体となり土佐くろしお鉄道株式会社を設立し、翌年から工事を再開した。昭和63年4月から中村線が開業、平成9年10月に宿毛線、平成14年にごめん・なはり線がそれぞれ開業された。

・開業：昭和63年（1988年）4月1日

・営業区間：[中村・宿毛線] 窪川駅～宿毛駅 66.6 km

[ごめん・なはり線] 後免駅～奈半利駅 42.7 km

・鉄印がもらえる駅：中村駅、安芸駅

【路線図：中村・宿毛線】



【路線図：ごめん・なはり線】



【安芸駅】



【土佐くろしお鉄道】

●沿線ガイド

【安芸タイガース球場】（球場前駅下車すぐ）

「安芸タイガース球場」（安芸市営球場）は、阪神タイガース（2軍）のキャンプ地として知られており、昨年の日本一を受け、多くのファンの訪れが期待される。



おわりに

筆者自身、「乗り鉄」でも「撮り鉄」でもなく、どちらかと言えば、特段の趣味もなく出不精であったことから、外出のためのひとつの目的として始めたものです。

第三セクター鉄道等協議会ホームページ (<https://3sec-tetsudou.jp/tetsuincho>) によると、40社全ての鉄印を集めると、希望者にはシリアルナンバー入りの「鉄印帳マイスターカード」を発行してもらえそうです（有料）。いつになるかはわかりませんが、いずれは「鉄印帳マイスター」の称号がもらえるよう頑張りたいと思います。

同ホームページにリンクのある「たびよみ：

<https://tabiyomi.yomiuri-ryokou.co.jp/tetsuincho/>には、～ローカル線に乗って車窓に広がる風景を楽しみながら鉄印を集める旅に出かけませんか？～というフレーズもあります。新幹線の延長やリニアモーターカーなどスピード重視という時代ではありますが、ゆっくりとした時間を楽しんでみては如何ですか？

筆者の今後の予定は、本年1月1日に発生した能登半島地震により大きな被害を受けた「のと鉄道」に迷惑とならない時期に乗車し輪島などの能登半島を散策して、僅かながらでも復興の一助となればと考えています。

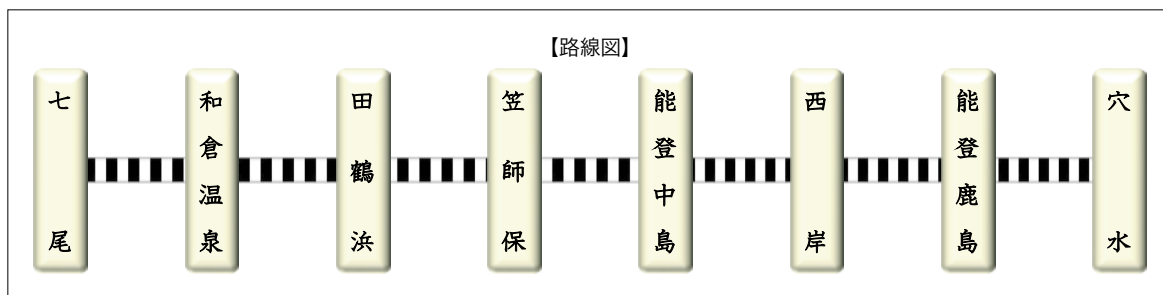
のと鉄道 (のとてつどう) 【石川県】

のと鉄道は当初、日本国有鉄道が「能登線」として穴水駅（石川県鳳珠郡穴水町）～蛸島駅（同県珠洲市正院町）間で開業していたが、国鉄再建のため昭和61年5月「能登線」の廃止が決定され、昭和62年4月に石川県及び関係する市町村が主体となり「のと鉄道株式会社」を設立して、昭和63年3月から「のと鉄道・能登線」として引き継いだ。その後、平成3年9月に七尾駅～穴水駅～輪島駅で「七尾線」が開業したが、平成13年4月に穴水駅～輪島駅間が営業廃止となった。また、「能登線」も平成17年4月に全線で営業廃止となって、現在の七尾駅～穴水駅までが「七尾線」として残っている。

令和6年1月1日の能登半島地震により全線で運転見合わせとなっていたが、

- ・七尾～能登中島間：2月15日（木）から運転再開
- ・能登中島～穴水間：4月中の運行再開を目指し復旧工事中としている。

- ・開業：昭和63年（1988年）3月25日
- ・営業区間：七尾駅～穴水駅 33.1 km
- ・鉄印がもらえる駅：「のと鉄道応援鉄印」は、地震による販売中止となっていたが、2月15日より全国の鉄道会社各社で販売しているとのこと。



各通関業会業務報告

東京

- 12月6日 輸出入者及び通関業者の皆様向け原産地規則セミナー
(関税協会東京支部との共催)
// 本関通関協議会HS女性部会定例会
7日 DX関係セミナー(本関通関協議会主催)
11日 ダイバーシティ推進部会WT企業ヒアリング
13日 二水会、役員会
14日 成田地区通関協議会・保税会合同会議
15日 通関士部会拡大委員会
18日 ダイバーシティ推進部会WTオンライン会合(連合会主催)
21日 大井通関協議会女性連絡会定例ミーティング
25日 本関通関協議会
26日 大井通関協議会
1月5日 海貨部会・航空部会臨時役員会
// 三団体賀詞交換会
17日 会計監査
// ダイバーシティ推進部会WT(連合会主催)
// 本関通関協議会HS女性部会定例会
18日 大井通関協議会女性連絡会定例ミーティング
19日 通関士部会委員会
22日 本関通関協議会
24日 総務委員会
25日 大井通関協議会
31日 成田地区通関協議会

横浜

- 12月12日 本関地区通関協議会
13日 宇都宮地区通関協議会
18日 ダイバーシティ推進部会WT会合
20日 総務委員会
// 千葉地区通関協議会
// 本牧地区通関協議会
21日 宮城地区通関協議会
// 川崎地区通関協議会
// 大黒地区通関協議会
1月10日 本関地区通関協議会
16日 宇都宮地区通関協議会
17日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム(WT)会合
// 本牧地区通関協議会
18日 川崎地区通関協議会
// 大黒地区通関協議会
// 通関士部会委員会
// 宮城地区通関協議会
22日 研修委員会
30日 理事会
// 三木会
31日 講師打合せ会議

神戸

- 12月4日 港和会(神戸地区)との意見交換会(対面)
6日 姫路地区密輸キャンペーン
// 安全保障貿易管理等説明会(WEB)
7日 高知地区との意見交換会(対面)
8日 第4回女性通関士会役員会(対面&WEB)

- 13日 分野別研修 分類 (WEB)
- 18日 小松島地区密輸キャンペーン
- // ダイバーシティ推進部会WT会合 (WEB) 連合会主催
- 22日 通関時報12月号発行
※上記、地区との意見交換会は「神戸通関士部会役員と〇〇地区通関士部会との意見交換会」
- 1月11日 通関士部会 総務委員会 (対面)
- 17日 ダイバーシティWT会合 (WEB)
- 22日 通関時報1月号発行
- 22日~25日 通関士教養研修 (WEB)
- 25日 神戸通関士部会と神戸税関業務部との通関連絡協議会 (対面)

大阪

- 12月6日 関税評価講習会 第1回「原則的な課税価格の決定方法」
- 7日 第3回新任通関業務従業者研修
- 13日 通関士部会 総務委員会
- // 通関士部会 業務委員会
- // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会
- 14日 通関業セミナー「薬事法関連」
- 18日 ダイバーシティ推進部会WT会合参加 (連合会主催)
- 20日 大阪地区通関協議会 (税関との通関事務連絡会、定例会、役員会)
- 1月17日 通関士部会 総務委員会
- // 通関士部会 業務委員会
- // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会
- 18日 関税評価講習会 第2回「原則的な課税価格の決定方法によらない場合」
- 24日 第3回理事会
- // 連合会岡藤会長との意見交換会 (ダイバーシティ推進)
- 24日 賀詞交歓会名称改め「新年の挨拶会」 (能登半島震災につき名称変更)
- 25日 大阪地区通関協議会 (税関との通関事務連絡会、定例会、役員会)

名古屋

- 12月6日 理事会・一水会 (理事・監事)
- // 清水支部焼津通関事務担当者連絡会
- // 四日市支部通関士部会懇親会
- 8日 通関業者のための輸出入貿易管理研修
- 11日 清水支部輸出入商品分類研修(清水地区)
- 12日 本関通関事務研究会
- 13日 密輸防止キャンペーン (清水地区)
- // 清水支部輸出入商品分類研修(浜松地区)
- // 年末特別警戒キャンペーン(四日市地区)
- // 年末特別警戒キャンペーン(豊橋地区)
- 14日 通関業務BCP対策検討委員会
- // 通関士部会幹事会
- // 清水支部通関事務研究会
- 15日 年末特別警戒キャンペーン (稲永・金城・飛鳥福祉センター)
- 18日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合 (連合会) (オンライン)
- 19日 清水支部通関士部会定例会
- // 清水支部興津通関事務担当者連絡会
- // 清水支部沼津通関懇話会
- // 四日市支部通関事務研究会
- // 四日市支部通関士部会幹事会
- // 諏訪地区通関懇談会
- 20日 中部空港通関事務研究会・意見交換会
- // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- // 清水支部浜松通関懇話会
- 21日 西部通関事務研究会
- // 豊橋地区通関事務研究会
- 22日 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会
- 1月9日 本関通関事務研究会

- 11日 一木会・通関士部会幹事会
- 16日 清水支部通関士部会定例会
 - // 清水支部沼津通関懇話会
- 17日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合（連合会）（オンライン）
 - // 中部空港通関事務研究会
 - // 清水支部輸出入事後調査等研修
 - // 清水支部浜松通関懇話会
- 18日 西部通関事務研究会
 - // 清水支部通関事務研究会
 - // 豊橋地区通関事務研究会
- 23日 清水支部興津通関事務担当者連絡会
 - // 四日市支部通関事務研究会
 - // 四日市支部通関士部会幹事会
 - // 諏訪地区通関懇談会
- 24日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- 25日 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会

門 司

- 12月8日 会員周知「輸入申告者の意義の明確化に関する事例集等の更新について」
- 15日 会員周知「NACCS研修（海上保税・海上通関：中級者向け）」開催案内
 - // 会員周知「年末年始期間中における輸出入通関等の取扱いについて」
- 21日 門司通関士部会関門支部本関地区会議
- 22日 会員周知「環境省からの協力依頼」
 - // 会員周知「マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整について」
- 26日 会員周知「JCBA人材紹介事業について」
 - // 情報提供「阿蘇熊本空港輸出促進トライアル補助金について」
- 1月5日 会員周知「令和6年能登半島地震被災に対する税関手続きについて」
- 10日 「安全保障貿易管理及び貿易寛サブシステムに関する説明会」

- 15日 会員周知「災害等による期限の延長等に係る告示等について」
- 17日 「ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合」オンライン
- 24日 会員周知「人権ガイドラインセミナーのご案内」
- 26日 会員周知「NACCSリアルタイム口座における紙申込受付終了について」
- 29日 会員周知「2024年度通関士試験突破研修の会受講案内」
- 30日 会員周知「NACCS関連資料」の送付（NACCSを快適に利用いただくための機能紹介^⑱）

長 崎

- 12月4日 年末特別警戒協力依頼文書の案内
- 8日 輸入申告者の意義の明確化に関する事例集等の更新についての案内
- 14日 通関業務講習会の開催（三池地区会員）
- 15日 通関業務講習会の開催（八代地区会員）
- 18日 通関業務講習会の案内（鹿児島・志布志地区会員）
 - // ダイバーシティ推進部会ワーキングチームweb会議参加
- 25日 JCBA人材紹介事業の周知
 - // ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合の資料送付
- 1月5日 令和6年能登半島地震被災に対する税関手続きについて
- 12日 ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議開催通知の送付
- 16日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合の資料送付
- 17日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチームweb会議参加
 - // 通関業務講習会の開催（鹿児島地区）
- 18日 通関業務講習会の開催（志布志地区）

- 22日 牧会長佐世保地区視察
- // 通関非違事例（10月～12月）の配信
- 30日 ダイバーシティ会議開催に係る事前会議（web開催）
- // NACCS通信（通関第18回）の配信
- // 2024通関士試験突破研修の案内

函 館

- 12月5日 会員周知：税関年末特別警戒の実施案内・情報提供依頼パンフレット配布
- 7日～8日 新任通関士及び通関従事者等講習会（函館）
- // 通関士部会女性通関士委員会（函館）
- 8日 NACCS外為法関係業務・NACCS通関事務研修（NACCSセンター講師）
- // 安全保障貿易管理研修（経産省講師）
- 26日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・室蘭・石狩・八戸・秋田船川）
- 1月9日 会員周知：令和6年能登半島地震被災

に対する税関手続きについて

- 24日 会員周知：人権ガイドラインセミナーの開催について
- 25日 会員周知：リアルタイム口座における紙申込受付終了について
- 30日 会員周知：2024年度通関士試験突破研修の受講案内
- // 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・室蘭・石狩・八戸・秋田船川）

沖 縄

- 12月8日 第2回通関士部会開催
- 14日 那覇港保安対策総合（合同）訓練情報伝達訓練
- 1月17日 沖縄地区税関業務部長講演会及び懇談会
- 31日 沖縄地区税関との通関連絡会開催（令和5年度第4回）
- // 会員周知「NACCS関連資料」の送付

詳解・知的財産侵害物品の水際取締り制度

— 今日から始める模倣品対策AtoZ —

2009年以来、15年振りの新刊発行！

齋藤和久・松本 敬 共著

輸入差止申立て制度を活用して自社の知的財産を守る！

近年、特許権、商標権、著作権等の知的財産を侵害する模倣品を巡る問題は、日本のみならず世界各国で大きな社会問題となっています。特にインターネットの普及と各種の電子商取引（EC）の発達、中でも国境をまたいだ越境ECの急速な発展に伴い、個人が越境ECを利用して模倣品を海外から直接購入するケースも増加しており、種々の問題が指摘されています。

模倣品は、いったん国内市場に流入すると効率的に取締りを行うのが難しくなります。したがって、多様化・複雑化する模倣品の国際取引を効率的に摘発し、模倣品を日本の市場に入れさせないことが重要と考えます。そのため、知的財産の権利者が税関における輸入差止申立て制度を利用することがとても有効です。

本書では、税関における輸入差止申立て制度と認定手続を中心に、制度の趣旨や背景等を含め、できる限り分かりやすく解説しています。

企業の模倣品対策の担当者、知的財産の権利者、権利者を支援する弁理士や弁護士等の方々であって、日本税関の輸入差止申立て制度と認定手続の活用を通じ、海外から輸入される模倣品を水際で阻止したいと考えられている方のみならず、コピー商品や海賊版の被害に悩まされている方々にお読みいただければ幸いです。



2024年3月15日発行

■本書の内容

- 第1章 知的財産侵害物品の取引とその影響
 - 第2章 日本における税関の役割と知的財産侵害物品の水際取締り
 - 第3章 知的財産侵害物品の輸入差止申立て制度
 - 第4章 知的財産侵害疑義物品の認定手続
 - 第5章 知的財産侵害物品の没収及び罰則
 - 第6章 よくある質問（FAQ）
- 法令編

■著者略歴

齋藤和久：日本関税協会通関士養成講座講師。財務省関税局に26年間勤務。その間、関税法その他関税関係法令の改正や制定、通達の改正等に長らく携わり、特に、知的財産侵害物品の水際取締りについては、輸入差止申立てや認定手続、専門委員等への意見照会など、現行制度の骨格となる仕組みの構築にすべて関与している。財務省関税局知的財産専門官等を経て、2015年長崎税関長。2023年4月から通関士養成講座講師を担当。

松本 敬：日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）事務局長、政策研究大学院大学客員教授。一橋大学大学院研究科ビジネスロー専攻（知財戦略プログラム）。WCO ROCB AP所長、財務省関税国際交渉専門官、WCO事務局対外調整官を経て、2014年大阪税関総務部長。2015年9月から現職。

A5判210頁／定価3,410円（本体3,100円＋税10%）／送料310円／ISBN：978-4-88895-512-6

公益財団法人 日本関税協会
知的財産情報センター

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F
TEL ▶ 03-6826-1660 FAX ▶ 03-6826-1432
URL ▶ <https://www.kanzei.or.jp/cipic/>

日本関税協会の図書は下記URLからご注文いただけます。
URL ▶ <https://ws.formzu.net/fgen/S37638629/>





NACCSの保管する情報（Information）を活用した情報提供等サービスの総称を「NACCS-i®」は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の登録商標です。

業務状況等分析業務

輸出入申告訂正情報の分析サービス いつ、どこで、誰が、何を、

お客様の声

- ★客観的で有用なデータですね。このデータでは現場からの報告漏れはありません。
- ★社内報告用の書類作成の作業負担軽減にも役立ってます。
- ★導入前に実際の申告訂正情報にてデモンストレーションを確認することが出来たので、サービスのイメージが掴みやすかったです。
- ★社内報告内容と比較しても漏れなく分析対象を抽出していることが分かり、納得性のあるサービスです。

トライアルでお客様の輸出入申告訂正情報を確認してみませんか？

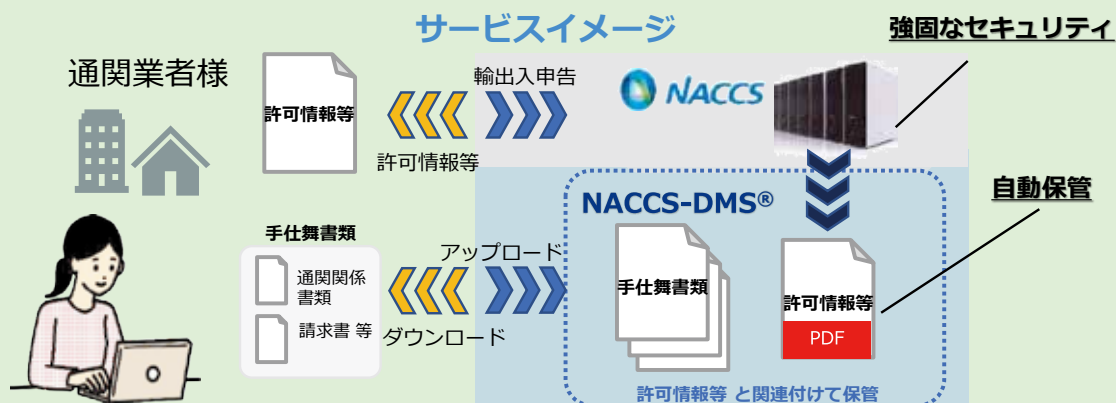
NACCSセンターで準備した輸出入申告訂正情報でも、十分にサービスのイメージを把握いただけますが、実際にサービスの魅力を実感いただけるのは、お客様が実際に申告された輸出入申告の訂正情報（4週間程度）を利用したサービス内容の確認であると考えます。当分析サービスをトライアル利用し、現在の社内報告内容と比較していただく事で、訂正履歴の把握に抜け漏れが無いことや管理部門の作業負担軽減のイメージが掴めます。お気軽にお問い合わせください。

貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS® NACCSで書類の電子保管はじめませんか？

お客様の声

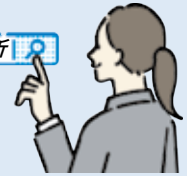
- ★紙保管から電子保管に移行し、業務プロセスが改善しました。
- ★紙・トナーに掛かるコストが減り、事務所も片付きました。
- ★営業部門でも利用することで、リアルタイムで情報が社内共有できました。
- ★段ボールから書類を探す手間が無くなりました。
- ★書類廃棄費用や廃棄作業が大幅に減少しました。



※修正申告や更正請求、リアルタイム口座振替完了通知も自動保管の対象帳票です。

NACCS-i®とし、航空・海上の国際物流へのより一層の貢献を目指します。

NACCS 分析



どの様に訂正したのか分析出来ます。

分析イメージ

検索キー				クリア					
利用者コード	通関士コード	輸入者名	許可等年月日	検索					
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号	撤回等	入港年月日	個数単位コード	記号番号		
1TNAC	A5512	NACCS SYOUJI CO.	20210426	11825033330	予備申告	PP	AS PER ATTACHE		
				11825033331	予備申告	20210419	SI	NAC CT NO1-2000	
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号			入港年月日	税額合計	税額合計	
1TNAC	A5512	NAXX COMPANY C	20210426	11825231410	予備申告		41000	191500	
				11825231411	予備申告	20210422	40800	190300	
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号	撤回等	入港年月日	個数単位コード	記号番号		
1T			825422220	予備申告		PK	AS PER ATTACHE		
			825422221	予備申告	20210422	SI	DX CO LTD		
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号			入港年月日	個数単位コード	記号番号	
1T			6666660	予備申告		PK	AS PER ATTACHE		
			6666661	予備申告	20210421	PP	NACCS JAPAN CC		
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号	撤回等	入港年月日	個数単位コード	記号番号		
1T			770	予備申告		PK	AS PER ATTACHE		
			771	予備申告	20210421	CS	SHINA JAPAN CO.		
当初申告時利用通関士コード	輸入者名	許可等年月日	申告等番号	撤回等	入港年月日	記号番号			
1TNAC	A5512	GDH BIL EXL CO L	20210426	11825033330	予備申告	AS PER ATTACHED SHEET			

- ・ 検索キーによる絞込みも可能
- ・ 訂正項目や、訂正内容をピックアップ

通関業法上の書類保存義務にも対応しています。

NACCS DMS



NACCS-DMS®では、以下の3プランをご用意しております。お客様の**おおよその年間申告件数と保管希望期間をもと***に、最適なプランをご提案させていただきます。各プランについて料金等詳細をご確認されたい方は、お気軽にお問い合わせください。
※年間の「申告件数x保管期間」がプラン選定の目安です。

	スタンダード	ライト	共同利用
保管可能件数	保管件数：上限なし 4万件以上	保管件数：上限あり 4万件未満	保管件数：上限あり 2万件未満
こんなお客様におススメ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告件数が多い ・ メンテナンスを気にせず長期保管したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告件数が多くはない ・ 費用対効果を考慮して保管期間を調整したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告件数が少ない ・ 自社端末だけの保管の不安を解消したい
有料オプション	QRコード読み取り機能 手仕舞書類アップロード時の作業量を大幅に軽減します。		



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796
E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp
URL: <https://www.tsukangyo.or.jp/>



編集兼発行人：中 洲 亨

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。